

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第13条不該当により基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に会社A（以下「事業所」という。）に入社した。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日に労働審判手続の申立てを行い、事業所に対して雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに未払給与及び慰謝料の支払いを求めた。
- (3) 同年〇月〇日、請求人と事業所との雇用関係が会社都合により同日限りで終了すること、また事業所は請求人に対して解決金として〇万円の支払義務があること等を内容とする労働審判（以下「審判」という。）が行われた。
- (4) 請求人は、平成〇年〇月〇日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ来所し、求職を申し込むとともに、雇用保険被保険者離職票－1（以下「離職票－1」という。）及び雇用保険被保険者離職票－2（以下「離職票－2」という。）を提出し基本手当の受給資格の決定を求めた。
- (5) 安定所長は、同日、請求人が提出した離職票－1及び離職票－2を確認したが、離職日から遡った2年間の算定対象期間における各月の賃金支払基礎日数が全て0日で、かつ、賃金額も0円であったため、請求人に対し、法第13条で規定する基本手当の受給資格を有していないため、受給資格の決定ができない旨を説明した。
- (6) 請求人の代理人は、同月〇日に安定所長へ上申書を提出した。

(7) 安定所長は、同年〇月〇日に請求人には基本手当の受給資格がない旨を決定し、「被保険者期間6ヶ月未満により法第13条不該当」と表示した離職票—1及び離職票—2を請求人に対し郵送により返戻した。

(8) 請求人は、この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第13条不該当により基本手当を支給しない旨の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 基本手当の受給資格の判断に当たっては、法第13条第1項の規定に基づき、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あることを要するとされているところであるが、同条2項により、特定理由離職者又は第23条第2項各号のいずれかに該当する者（法第13条第1項の規定により受給資格を満たす者を除く。）については、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あれば基本手当の支給を受けることができるとされている。

ここでいう被保険者期間は、法第14条第1項によれば、原則として、被保険者であった期間のうち、離職日から1か月毎に遡って区切った各期間を単位として、当該各期間中に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある場合に1か月として計算することとされている。

(2) 安定所長は、請求人は離職に至るまで2年を超える期間にわたって賃金を受けておらず、被保険者期間が不足しているとして本件処分を行ったものである

が、請求人は、本件解決金が法における賃金に該当するものであり、安定所長の本件処分は法の適用を誤ったものであると主張している。

したがって、以下、本件で請求人に支払われた解決金〇万円が賃金と評価できるか否かについて検討するものである。

(3) 賃金の定義について、法第4条第4項は、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいうと定めている。この場合、労働の対償として支払われるものとは、行政解釈上、現実に提供された労働に対して支払われるもののみを意味するのではなく、一般に、契約その他によってその支給が事業主の義務とされるものを意味するものとされている。

(4) 請求人らによる申告によれば、本件では審判に至る前に審判官より和解を勧告されており、その内容は、要旨、次のとおりである。

ア 平成〇年〇月〇日をもって会社都合退職とすべき。

イ 請求人の月額給与の本俸を基準として、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの〇か月分について計算するにおよそ〇万円。

ウ 申立人は働いていたわけではない。また、請求人の方から復職について積極的に事業所に働きかけていなかった時期があり、申立人に全く非がなかったということでもない。そのような事情等を考慮して、未払給与全額の支払いではなく、解決金〇万円での和解としたい。

請求人らは、この和解案から、審判による本件解決金〇万円が、実質的には未払賃金の一部であると主張するものであるが、最終的に同勧告案については、当事者双方の合意を得ることなく審判に至っているのであるから、これを審判による本件解決金と同視することはできないものと言える。

(5) そして、最終的な審判においては、事業所は請求人に対し解決金として〇万円の支払義務があるものとされたが、その考え方については示されていない。請求人が未払賃金の支払いを求めているにも関わらず審判において単に解決金とされたということは、請求人及び事業所の主張を斟酌した結果、当該金員の性格が賃金であるとまでは認められなかったからであると言わざるを得ない。

さらに、本件解決金〇万円について、事業所が離職票-2の⑨賃金支払基礎日数欄及び⑫賃金額欄に全て「0」を記載して事業所の所在地を管轄する公共

職業安定所の長に提出していることからすると、事業所としても当該金員が実質的に賃金であるとは認識していなかったことが伺われる。

また、他に本件解決金〇万円が実質的に未払賃金の一部であると評価するに足る根拠も見当たらないのであるから、本件解決金については、全体として労働関係の当事者間における紛争の解決のための金員と評価せざるを得ない。

(6) この場合であっても、請求人は法第13条第1項括弧書きに定めるところにより受給要件の緩和が認められると主張する。

具体的には、請求人は平成〇年〇月以降、B労働組合に交渉を依頼し、かつアドバイスを受けてきたという経緯があり、この事実が、労働関係調整法（昭和21年9月27日法律第25号）にいう争議行為に準じるものといえ、受給要件の緩和が認められる理由として雇用保険業務取扱要領が示す「同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為」に該当するとの主張である。

(7) しかし、本件は、請求人と事業主との個別的な労働関係における紛争から、請求人が自宅待機したものであるから、たとえ労働組合に交渉を依頼し、アドバイスを受けていたとしても、そのことをもって争議行為と評価することはできない。

(8) したがって、請求人は離職の日以前2年間に被保険者期間がなく、また受給要件の緩和も認められないのであるから受給資格は否認されるべきである。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第13条不該当により基本手当を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。